

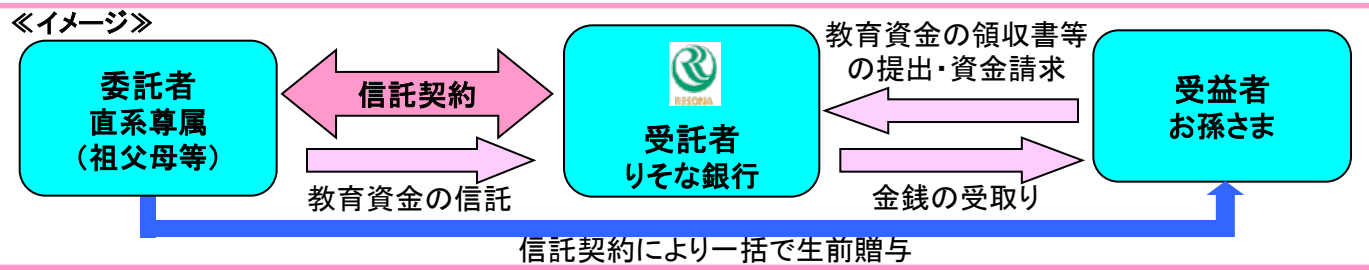
平成25年度税制改正

～教育資金の一括贈与にかかる非課税措置の新設～

お孫さまの「夢のあとおし」をしませんか？

平成25年1月29日に閣議決定された「平成25年度税制改正の大綱」にて、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されることになりました。直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母)から曾孫・孫・子への入学金・授業料等の教育資金を贈与した時の取扱いが次のように改正される予定です。

現行税制	改正案
入学金・授業料等の教育資金をまとめて贈与する場合は課税(贈与税)	平成25年4月1日～平成27年12月31日までに拠出し、信託銀行等の金融機関に信託等した場合には受贈者1人につき、1,500万円を限度として非課税
教育資金にあてるために支払う金額を支払いの都度に贈与する場合は非課税	変更なし



●制度概要 ※平成25年1月29日に閣議決定された「平成25年度税制改正の大綱」を基に記載。

受贈者の年齢	30歳未満
贈与者	直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母等)
非課税金額	受贈者1人につき1,500万円(学校等以外は500万円)
拠出方法	信託銀行等の金融機関へ信託等を行う
拠出できる期間	平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出されるもの
拠出しの確認等	教育資金の支払いに充当したことを証する書類を信託銀行等※の金融機関に提出
届出書	「教育資金非課税申告書(仮称)」を信託銀行等の金融機関を経由して、税務署長へ提出
終了時	①受贈者が30歳に達した場合: 残額(非課税拠出額-教育資金支出額)について30歳に達した時に贈与税を課税 ②受贈者が死亡した場合: 贈与税は課さない

※リそな銀行は上記記載の「信託銀行等」に含まれます。

<ご留意点>

●本資料は、平成25年1月29日に閣議決定された「平成25年度税制改正の大綱」等に基づくものであり、今後変更される可能性があります。●本資料は、参考情報の提供を目的としてリそな銀行が作成したご参考資料です。●本資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。●本資料の記載事項は、全て作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。

教育資金の贈与 Q&A

本内容は、公表された平成25年度税制改正大綱を基に作成しております。

法制化前のため、今後の動向により記載の事項とは異なる内容となる可能性があります。

Q	A
りそな銀行での商品の取扱いは、検討していますか？	政府の方針・税制改正大綱を受けて、信託商品として取扱いの準備を始めておりますが、取扱い開始時期・内容は未定です。お手数ですが、4月1日以降店頭またはホームページでご確認ください。
「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」とはどんな内容ですか？	直系尊属からの教育目的の資金贈与(教育資金)を受けた方お一人さまにつき1,500万円を上限に非課税となります。
教育目的の資金(教育資金)とはどんなもの指しますか？	学校等に支払われる入学金、授業料、その他の金銭が非課税となります。そのうち、学校以外の者に支払われる金銭のうち一定のものについて、500万円を限度として認められる予定です。
贈与を受ける者の条件はありますか？	贈与する方の直系卑属(孫、曾孫、やしゃ孫など)で30歳未満の方に限られます)。※贈与を受けた方が30歳に達した場合はご契約は終了します。
非課税措置が受けられる適用期間は決まっていますか？	この制度は、平成25年4月1日～平成27年12月31日の期間に贈与(信託等に拠出)された資金に限られます。
資金の払出しはどうしたらよいのですか？	贈与を受けた方(お孫さん等)が、教育資金の支払いに充てたことを証明する書類(領収書等)を、金融機関にご提出いただくことで払出しができます。